

## 令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省5-⑭)

政策分野名 【施策名】	農村に人が住み続けるための条件整備	担当部局名	農村振興局(農産局) 【農村振興局農村計画課/地域振興課/鳥獣対策・農村環境課/農地資源課、農産局農業環境対策課】
政策の概要 【施策の概要】	地域コミュニティ機能の維持や強化、多面的機能の発揮の促進、生活インフラ等の確保、鳥獣被害対策等の推進	政策評価体系上の位置付け	農村の振興
政策に関する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の3(2)</li> <li>・土地改良長期計画(令和3年3月23日閣議決定)</li> <li>第4 2 (2) 政策目標3 所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出</li> </ul>	政策評価実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	地域コミュニティ機能の維持や強化										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地域コミュニティ機能の維持や強化に向けて、世代を超えた人々による地域のビジョンづくり、「小さな拠点」の形成等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	農用地や集落の将来像の明確化を支援、地域の活動計画づくり等を支援										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
農業生産活動等の体制整備に取 り組む集落協定のうち、新たに集 落戦略を策定した協定の割合	0%	元年度	100%	6年度	-	-	60%	80%	100%	S↑-直	<b>【測定指標の選定理由】</b> 基本計画第3の3(2)①アの「農用地や集落の将来像の明確化、地域の活動計画づくり等を支援」に該当するアウトカム指標として設定。  <b>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】</b> 中山間地域等直接支払制度(第5期対策:令和2年度～令和6年度)において、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定に対し、令和6年度までに集落戦略の作成を了することを求めていることから、令和6年度における目標値を100%に設定している。 また、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、随時見直しを行うことが望ましいことから、令和4年度の目標値を過半となる60%に設定している。集落戦略の作成にあたっては、集落協定の参加者全員で集落全体の将来像、課題、対策について十分に話し合いを行い合意形成を図る必要があることから、令和2年度、令和3年度の目標値は定めない。
					-	-	39%				
	<b>把握の方法</b>		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定及び集落戦略を策定した協定数を把握								
<b>達成度合いの判定方法</b>		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		「小さな拠点」の形成の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
地域活性化対策において、新たに地域の将来を構想する計画等を策定した地区数	0地区	元年度	90地区	7年度	15地区	30地区	45地区	60地区	75地区	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)①イの「地域活性化の拠点等として活用していくための支援の在り方を示す」に該当する指標を設定。
					16地区	29地区	41地区				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 地域の将来ビジョンづくりに取り組む令和2年度の地区数を15地区程度見込んでおり、この見込みを各年度毎に令和7年度まで積み上げた地区数を目標値として設定。
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:事業実施主体への調査								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(2)		多面的機能の発揮の促進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		多面的機能の発揮の促進に向けて、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度の3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度による多面的機能の発揮の促進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 多面的機能支払交付金における、地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率	35.0%	元年度	50%	7年度	-	40%	42.5%	45%	47.5%	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「多面的機能直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。
					-	35%	35%				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 土地改良長期計画においては、地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率を令和7年度までに約5割以上とすることを活動指標としていることから、同指標を測定指標として設定。
	把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：毎年度の土地改良長期計画実績把握調査により把握。								
達成度合いの判定方法		達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									
イ 多面的機能支払交付金において、地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農用地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される農地面積の割合	44.7%	元年度	60%	7年度	-	50%	52.5%	55%	57.5%	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「多面的機能直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。
					-	47%	50%				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 土地改良長期計画においては、地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農用地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合を令和7年度までに約6割以上とすることを重点指標としていることから、同指標を測定指標として設定
	把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：毎年度の土地改良長期計画実績把握調査により把握。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ウ 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策期間(R2～R6)において減少が防止される中山間地域等の農用地の面積	7.5 万ha/年	30年度	7.5 万ha/年	6年度	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	F＝－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「中山間地域等直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。
					7.2 万ha/年	7.4 万ha/年	7.4 万ha/年				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 中山間地域等直接支払制度の対象となり得る地域であって、未だ本制度に取り組んでいない地域における農用地面積の減少率11.3%(平成22年及び平成27年の耕地面積の比較)に、平成30年度の本制度の実施面積66.4万haを乗じた7.5万haの農用地の減少防止を目標とする。
	把握の方法	出典:「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」(農林水産省農村振興局)及び農林業センサス(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:① 毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、本制度の取組面積を把握。 ② 農林業センサスから本制度の対象農用地と類似の条件不利性を有する地域の経営耕地面積減少率(5年間)を把握。 ①に②を乗じて中山間地域等の農用地面積の減少防止面積を算出。 注:各年度の目標値の7.5万haについては、第4期対策期間最終年度(令和元年度)の協定対象農用地面積と、2010年及び2015年センサス結果を基に、上記の方法により算出した。									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量	15万 tCO2/年	3年度	15万 tCO2/年	6年度	－	－	15万 tCO2/年	15万 tCO2/年	15万 tCO2/年	F＝－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「環境保全型農業直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。
					－	－	16万 tCO2/年				【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 環境保全型農業直接支払交付金の第2期(令和2年度～令和6年度)の中間年評価において、本交付金の取組による温室効果ガス削減量が15万tCO2/年と評価されたため、令和4年度以降の第2期においては15万tCO2/年を目標とする。
	把握の方法		出典:「環境保全型農業直接支払交付金の実施状況」(農林水産省調べ) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:単位面積当たり温室効果ガス削減量に、地球温暖化防止効果のある取組の実施面積を乗じることで、環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量を算出								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
前年度までの測定指標 (指標の見直しにより前年度までの指標が上記と異なる場合)	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量	14万 tCO2/年	30年度	14万 tCO2/年	6年度	14万 tCO2/年	14万 tCO2/年	14万 tCO2/年	14万 tCO2/年	14万 tCO2/年	F＝－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「環境保全型農業直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。
					16万 tCO2/年	16万 tCO2/年					【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 環境保全型農業直接支払交付金の第1期(平成27年度～令和元年度)の最終評価において、本交付金の取組による温室効果ガス削減量が14万tCO2/年と算出されたため、第2期(令和2年度～令和6年度)においては、14万tCO2/年を目標とする。
	把握の方法		出典:「環境保全型農業直接支払交付金の実施状況」(農林水産省調べ) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:単位面積当たり温室効果ガス削減量に、地球温暖化防止効果のある取組の実施面積を乗じることで、環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量を算出。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(3)	生活インフラ等の確保										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	定住条件整備に向けて、住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等の確保、定住条件整備のための総合的な支援を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	農村に住み続けることができるよう、定住条件を整備										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 地域活性化対策において、新たに 農山漁村で暮らす人々が引き続き 住み続けるための取組の目標を達 成した地域数	0 地域	元年度	60 地域	7年度	10 地域	20 地域	30 地域	40 地域	50 地域	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)③イの「農村に住み続けることができるよう、定住条件の整備」に該当するアウトカム指標として設定。
					13 地域	25 地域	36 地域				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農山漁村振興交付金(地域活性化対策)において、定住条件整備に取り組む地区のうち、事業目標を達成した地区の割合が8割程度となるような目標値(地域数)を設定。
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:事業実施主体への調査								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(4)	鳥獣被害対策等の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	鳥獣被害対策等の推進に向けて、鳥獣被害対策実施隊(注1)の体制の強化等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 鳥獣被害対策実施隊の隊員数	37,279 人	30年度	43,800 人	7年度	39,100 人	40,000 人	41,000 人	41,900 人	42,900 人	S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)④の「鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。
					39,943 人	41,396 人	42,053 人				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 鳥獣被害対策実施隊の隊員数は、鳥獣被害防止総合対策交付金等による活動への支援等により、体制の充実を進めており、平成30年度(30年4月末時点)を基準とし、隊員数を継続的に増加させることとして設定(年間950人程度増加)。
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の10月頃 算出方法:都道府県を通じた聞き取り調査により把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)={(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)}×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段一覧

予算に係る政策手段					
事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:5-①、③、⑦、⑧、⑩、⑬、⑮、⑰、⑱、⑳、㉑、㉒)	(1)-②-ア (3)-①-ア	0238	(4) 鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (主)	(4)-①-ア	0242
(2) 環境保全型農業直接支払交付金 (平成23年度) (主)	(2)-①-エ	0240	(5) 多面的機能支払交付金 (平成26年度) (主)	(2)-①-ア (2)-①-イ	0243
(3) 中山間地域等直接支払交付金 (平成12年度) (主)	(1)-①-ア (2)-①-ウ	0241	(6) 農村整備事業 (令和3年度) (主)	(1)-②-ア (3)-①-ア	0244
行政事業レビューシート 参照URL	<a href="https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r5/f/05_bunya14.html">https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r5/f/05_bunya14.html</a>				

非予算関連の政策手段(法令・税制等)						
政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)			令和5年度 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和2年度 [百万円]	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]			
(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成20年) (主)	-	-	-	-	(4)-①-ア	鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。
(2) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成27年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講ずることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 加えて、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加、及び地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加、中山間地域等の農用地面積の減少防止、並びに温室効果ガス排出量の削減に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)					
事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1)	-	-	(2)	-	-
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL		-			

(注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。  
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。  
(注2) 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。  
(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

## 参考資料

### 1. 用語解説

注1	鳥獣被害対策実施隊	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を推進するための「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(平成19年第134号)」の第9条において、市町村が対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画(同法第4条)に基づく被害防止施策を適切に実施するために設置することができるものとされているもの。 鳥獣被害対策実施隊は、市町村長の任命又は指名による鳥獣被害対策実施隊員で構成。
----	-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------